

エコアクション21

環境経営レポート



取組期間 2022年10月 ～ 2023年9月

発行日 2023年11月21日



株式会社 ア ク ア

【 目 次 】

1. 組織の概要	．．．．． 1
2. 取組期間（2022年10月～2023年9月） （発行 2023年11月21日）	
3. 環境経営方針	．．．．． 2
4. 環境経営目標（短期・中長期）	．．．．． 3
5. 環境経営取組計画（取組内容）	．．．．． 4
6. 実施体制	．．．．． 5
7. 環境経営目標・実績と評価	．．．．． 6
8. 環境経営計画・実績と評価	．．．．． 7
9. 次年度の環境経営目標	．．．．． 8
10. 次年度の環境経営計画	．．．．． 9
10. 関連法規順守状況確認	．．．．． 10
11. 代表者の全体評価と見直し指示	．．．．． 11

【取組の対象組織・活動の明確化】

□取組の対象組織・活動

○組織の概要

(1) 名称及び代表者

- ・株式会社 アクア
- ・代表取締役 真鍋 誠吾

(2) 所在地

- ・本社 香川県仲多度郡まんのう町買田385番地
- ・資材置場 香川県仲多度郡まんのう町買田364番地1

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- ・環境管理責任者 吹田 雅美
- ・連絡担当者 真鍋 結衣
- ・TE0877-75-1473

(4) 事業内容

香川県知事許可 般一3 第8521号

- ・土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業
水道施設工事業、解体工事業、電気工事業

(5) 事業の規模

- ・売上高(出来高) 101 百万円／2023年度
- ・工事等の件数 172 件
- ・従業員 7人
- ・延べ面積 事務所 35㎡、資材置場2000㎡

(6) 事業年度

2023年度

○認証・登録の対象範囲

全 組 織 ・ 全 活 動

環境経営方針

《基本理念》

当社は、水道事業を通じて地球環境のことを考え、エコ活動を行っていくように努めます。そして地球温暖化防止の為の取り組みや、地域の環境活動への積極的な参加を通して、地域社会に貢献できるよう努めます。

《活動方針》

- ① 事務所・倉庫の節電に努めると共に、車両・重機の点検及び効率的な使用でエコドライブに努め二酸化炭素排出量削減に取り組みます。
- ② 事業活動や事務所で発生する廃棄物の削減・分別・リサイクルを徹底します。
- ③ 事務所、資材置場において節水に心がけ水使用量削減に取り組みます。
- ④ 現場作業においては、環境に配慮した施工を心がけます。
- ⑤ 社員の環境意識向上に努めます。

環境関連法規・条例・規則や当社が約束したことを遵守します。

この環境経営方針は、社員及び協力会社に周知し、環境経営の継続的な改善に取り組みます。

制定日：2020年10月1日

株式会社 アクア

代表取締役 真鍋 誠吾

【環境経営目標】

○中・長期目的・目標

目的	単位	目 標			
		基準年（2020年）	2021年（-2%）	2022年（-4%）	2023年（-6%）
二酸化炭素排出量削減 *1	kg-CO ₂	51,295	50,269	49,243	48,217
・電気使用量削減	kWh	14,525	14,235	13,944	13,654
・ガソリン使用量削減	L	8,097	7,936	7,774	7,612
・軽油使用量削減	L	8,949	8,770	8,591	8,412
・灯油使用料削減	L	703	689	675	661
一般廃棄物排出量削減	kg	1,188	1,164	1,141	1,117
産業廃棄物排出量削減	kg	263,280	258,014	252,749	247,483
水使用量削減	m ³	98	96	94	92
組織本来の取組 *2	実施率(%)	-	100	100	100

*1. 電力のCO₂発生量については、

環境省2020年1月7日公表四国電力調整後排出係数0.528（kg-CO₂/kWh）を使用した。

*2. 組織本来の取組として環境に配慮した現場の施工を実施します。

*3. 化学物質の使用は無いため、目標に設定していません。

○過去の実績

目的	単位	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化炭素排出量削減 *1	kg-CO ₂	51,295	54,709	62,527
・電気使用量削減	kWh	14,525	15,110	16,284
・ガソリン使用量削減	L	8,097	7,473	8,099
・軽油使用量削減	L	8,949	10,806	13,101
・灯油使用料削減	L	703	608	537
一般廃棄物排出量削減	kg	1,188	1,174	1,231
産業廃棄物排出量削減	kg	263,280	107,250	51,620
水使用量削減	m ³	98	53	73
組織本来の取組	実施率(%)	-	100	100

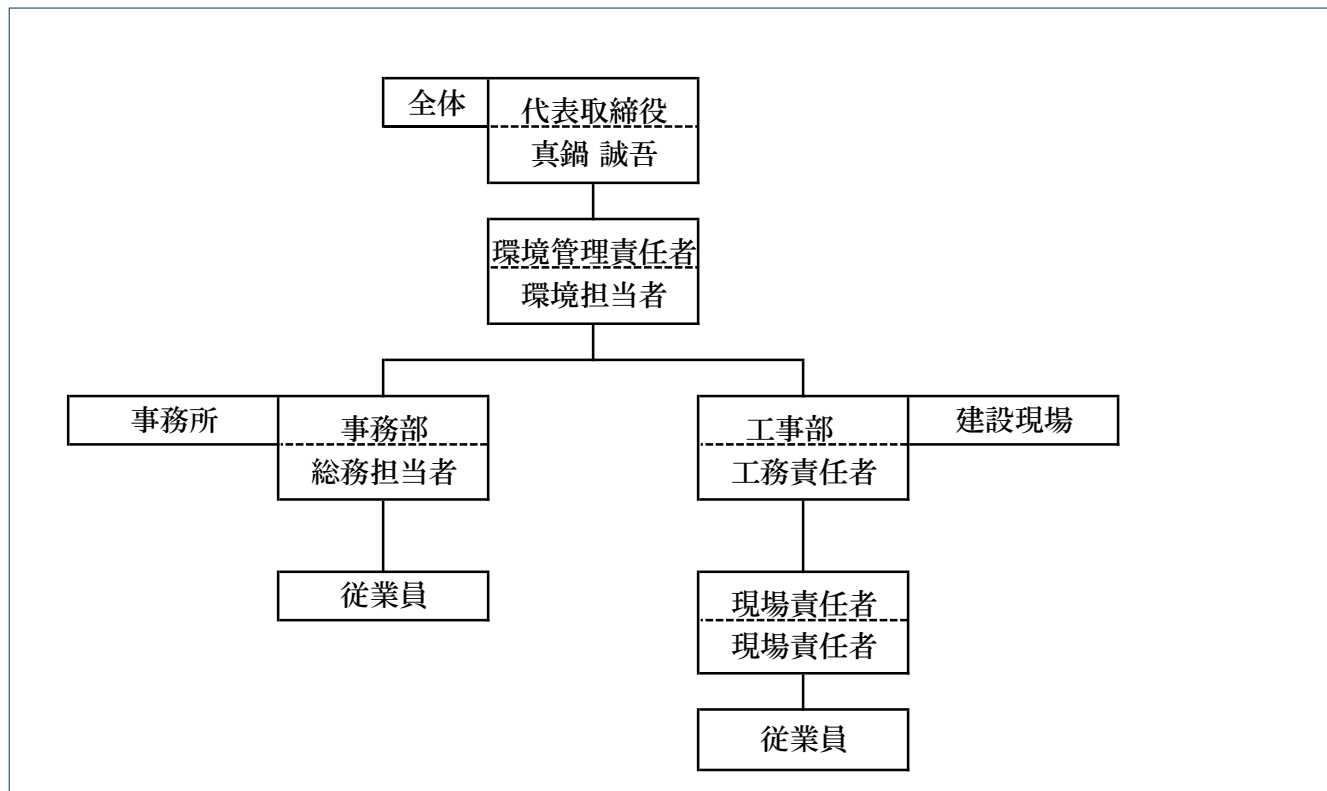
【環境経営計画】

(具体的取組内容)

取組期間 2022年 10月 ～ 2023年 9月

		具体的実施項目	部門	実施責任者
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明を消す ②休憩時、不在時の消灯 ③エアコンの適正温度維持	事務所	総務担当者
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③走行ルートを選択	全体	総務担当者 現場担当者
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③定期的な保守点検の実施	現場	現場担当者
廃棄物排出量削減	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用 ②ミスコピーを減らす ③分別によるリサイクル推進（空き缶・ペットボトル専用ゴミ箱設置）	事務所	総務担当者
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底（再利用の検討確認）	現場	現場担当者
水使用量削減	節水	①節水シール貼付 ②蛇口の止水確認の徹底 ③洗車や工具等の洗浄回数の徹底	事務所	総務担当者 現場担当者
組織本来の取組	環境配慮した施工	①各機械、工具の点検・保守 ②資材・工具忘れを未然に防ぐ為、 従業員への工事内容の周知徹底 ③地域住民、周辺環境に配慮した工事を行う	現場	現場担当者

株式会社アクア 実施体制図



		役割・責任・権限
代表取締役		- 環境経営に関する統括責任 - 環境経営システムの実地に必要な、人、設備、費用、時間を準備 - 環境管理責任者を任命 - 環境経営方針の策定、見直し及び全従業員への周知 - 全従業員に対する教育・訓練の実施 - 環境経営目標、環境経営計画書を承認 - 代表者による全体の評価と見直しを実施 - 部門の特定された緊急事態への対応マニュアルの承認 - 環境経営レポートを確認し、承認 - 環境関連法規等取りまとめ表の承認
環境管理責任者		- 環境経営システムの構築、実施、管理 - 環境関連法規等取りまとめ表の作成 - 環境経営目標、環境経営計画書を作成 - 環境経営活動の取り組み結果を代表者に報告 - 環境経営レポートの作成 - 特定された緊急事態への対応マニュアル確認・作成 - 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
部門長	事務部	- 環境管理責任者の補佐 - 環境負荷の自己チェック及び、環境への取り組みの自己チェックの実施 - 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 - 自部門の特定された緊急事態への対応マニュアル作成 - 環境活動の実績集計
	工事部	- 自部門の特定された緊急事態への対応マニュアル作成 - 自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 - 自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員		- 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 - 決められたことを守り、自主的、積極的に環境活動へ参加

【環境経営目標】

(実績と評価コメント)

・取組期間 2022年 10月 ～ 2023年 9月

○全体

目的	単位	基準年(2020年)	目標	実績	達成率	評価
二酸化炭素排出量削減*1	kg-CO2	51,295	48,217	55,360	87%	×
・電気使用量削減	kWh	14,525	13,654	16,233	84%	×
・ガソリン使用量削減	L	8,097	7,612	7,480	102%	○
・軽油使用量削減	L	8,949	8,412	10,990	77%	×
・灯油使用量削減	L	703	661	434	152%	○
一般廃棄物排出量削減	kg	1,188	1,117	1,214	92%	×
産業廃棄物排出量削減	kg	263,280	247,483	115,400	214%	○
水使用量削減	m3	98	92	62	148%	○
組織本来の取組 *2	実施率(%)	-	100	100	100	○

*1. 電力のCO₂発生量については、

環境省2020年1月7日公表四国電力調整後排出係数0.528(kg-CO₂/kWh)を使用した。

*2. 組織本来の取組として環境に配慮した現場の施工を実施します。

○：達成
×：未達

○ 評価コメント

二酸化炭素排出量削減	電気使用量は、工事内容により事務作業が、多くなり照明、空調機、等の使用時間が長くなり未達成となった。
	例年と比べ、工事内容で重機、ダンプ、等使用頻度が多く軽油使用量が増えた為CO ₂ 排出量削減は、できなかった。
廃棄物排出量削減	一般廃棄物は、コピーの裏紙使用及び両面使用は、例年の通り徹底出来たが、工事内容で施工計画書、竣工書類等提出書類が多く必要な工事があった為、削減出来なかった。
	産業廃棄物は、工事工期の関係で来年度になる為、今期達成できた。
水使用量削減	水の使用量は、工事内容により現場での水使用量が少なく大幅に削減出来た。
組織本来の取組	工事着工前に、近隣住民と打合せを行い、ダンプ出入口に看板の設置等第三者災害の防止に努めた。なお現場周辺の水路清掃等社会貢献活動も実施した。

【環境経営計画】

(具体的取組内容と直近の評価)

・取組期間 2022年 10月 ～ 2023年 9月

		具体的実施項目	部門	実施責任者	10月～12月	1月～3月	4月～6月	6月～9月
二酸化炭素 排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明を消す ②休憩時、不在時の消灯 ③エアコンの適正温度維持	事務所	総務担当者	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③走行ルートを選択	全体	総務担当者 現場担当者	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③定期的な保守点検の実施	現場	現場担当者	○ △ ○	○ △ ○	△ ○ ○	○ ○ ○
廃棄物排出 量削減	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用 ②ミスコピーを減らす ③分別によるリサイクル推進（空き缶・ペットボトル専用ゴミ箱設置）	事務所	総務担当者	○ ○ △	○ △ ○	○ △ △	○ △ ○
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底（再利用の検討確認）	現場	現場担当者	○ △	○ △	○ △	○ △
水使用量削減	節水	①節水シール貼付 ②蛇口の止水確認の徹底 ③洗車や工具等の洗浄回数の徹底	事務所 現場	総務担当者 現場担当者	○ ○ △	○ ○ △	○ ○ ○	○ ○ ○
		①各機械、工具の点検・保守 ②資材・工具忘れを未然に防ぐ為、従業員への工事内容の周知徹底 ③地域住民、周辺環境に配慮した工事を行う	現場	現場担当者	○ △ ○	○ △ ○	○ △ ○	○ ○ ○

評価	○ 優良	△ 良	× 否
----	------	-----	-----

評価コメント

二酸化炭素排出量削減	電気使用量は、事務所の照明、エアコン等節電意識は、高く持って対応できた。特に暖房時のファンヒーター使用は、注意を徹底して灯油量を削減出来た。 例年と比べ、工事内容で重機、ダンプ、等使用頻度が多く軽油使用量が増えた為CO2排出量削減は、できなかった。
廃棄物排出量削減	コピーの裏紙使用及び両面使用は、例年の通り徹底出来たが、工事内容で施工計画書、竣工書類等提出書類が多く必要な工事があった為削減には至ってない。 産業廃棄物は、工事工期の関係で来年度になる為、今期達成できた。
水使用量削減	事務所・倉庫等の蛇口に節水シールを貼っている為、使用時には社員全員が節水を意識できた。 工事の内容により現場での水使用量が少なく大幅に削減出来た。
組織本来の取組	工事着工前に、近隣住民と打合せを行い、ダンプ出入口に看板の設置等第三者災害の防止に努めた。なお現場周辺の水路清掃等社会貢献活動も実施した。

【環境経営目標】

○中・長期目的・目標

目的	単位	目 標			
		基準年（2023年）	2024年（-1%）	2025年（-2%）	2026年（-3%）
二酸化炭素排出量削減 ＊1	kg-CO ₂	55,425	54,871	54,317	53,762
・電気使用量削減	kWh	16,233	16,071	15,908	15,746
・ガソリン使用量削減	L	7,480	7,405	7,330	7,255
・軽油使用量削減	L	10,990	10,880	10,771	10,661
・灯油使用料削減	L	434	430	425	421
一般廃棄物排出量削減	kg	1,214	1,202	1,190	1,178
産業廃棄物排出量削減	kg	115,400	114,246	113,092	111,938
水使用量削減	m ³	62	61	61	60
組織本来の取組 ＊2	実施率(%)	-	100	100	100

＊1. 電力のCO₂発生量については、

環境省2023年7月18日公表四国電力調整後排出係数0.532（kg-CO₂/kWh）を使用した。

＊2. 組織本来の取組として環境に配慮した現場の施工を実施します。

＊3. 化学物質の使用は無いため、目標に設定していません。

【次年度の環境経営計画】

取組期間 2023年 10月 ～ 2024年 9月

		具体的実施項目	部門	実施責任者
二酸化炭素排出量削減	電気使用量削減	①不要な照明を消す ②休憩時、不在時の消灯 ③エアコンの適正温度維持	事務所	総務担当者
	ガソリン使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③走行ルートを選択	全体	現場担当者 総務担当者
	軽油使用量削減	①アイドリングストップの徹底 ②エコドライブの励行 ③定期的な保守点検の実施	現場	現場担当者
廃棄物排出量削減	一般廃棄物削減	①コピー用紙の裏紙利用 ②ミスコピーを減らす ③分別によるリサイクル推進（空き缶・ペットボトル専用ゴミ箱設置）	事務所	総務担当者
	産業廃棄物削減	①マニフェストの徹底管理 ②分別の徹底（再利用の検討確認）	現場	現場担当者
水使用量削減	節水	①節水シール貼付	事務所	総務担当者
		②蛇口の止水確認の徹底 ③洗車や工具等の洗浄回数の徹底	現場	現場担当者
組織本来の取組	環境配慮した施工	①各機械、工具の点検・保守 ②資材・工具忘れを未然に防ぐ為、従業員への工事内容の周知徹底 ③地域住民、周辺環境に配慮した工事を行う	現場	現場担当者

【環境法規制等順守 チェックリスト】

作業所における適用可能な法的及びその他の要求事項のうち、主な届出や関係者への提出義務のある事項及び順守しなければならない事項に関するチェックリストです。

改定日：2022年10月1日
 遵守確認日：2023年10月10日
 最新版確認日：2023年10月10日

環境法規制等の名称/略称		規制内容		適用	実 施 手続・順守事項	文書・記録(例) 【有資格担当者】	確 認			
届出、作業等		適用範囲	適用条件							
		廃棄物処理・リサイクル								
廃棄物処理法	排出事業者の規制等	【法21条の3-1】 ・建設工事が数回の請負による場合、当該建設工事に伴い生じる廃棄物処理の適用は、元請業者が排出事業者となる	【法21条の3-2】 ・下請人が行う現場内保管は、下請人も保管基準を適用順守	○	【法21条の3-3】（規則18条の2） ・次のいずれかの工事 イ：500万円以下の維持修繕工事 ロ：500万円以下の瑕疵の修繕工事 ハ：次のように運搬される廃棄物 イ 1㎡以下/回 ロ：元請業者等の所有施設への運搬 ハ：運搬途中での保管が行われないもの	【法21条3-3】（規則7条の2-3） ・当該運搬には、「請負契約書」で定める必要があり、当該運搬時には「法21条の3第3項」による運搬であることを証する書面を備え付けなければならない	遵守			
			【法21条の3-3】 ・「規則18条の2で定める産業廃棄物」の場合のみ、委託契約書で定める様式（「運搬様式」）により、下請人が産業廃棄物処理基準を順守して、運搬できる（但し、元請業者がマニフェストを交付）							
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	産業廃棄物	【法21条の3-4】 ・下請人が廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、当該下請人を事業者とみなして、委託基準及び管理票交付義務等適用順守	○	・下請人が廃棄物処理許可業者で元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合は、従前通り当該元請業者には委託基準等が、当該下請人には再委託基準等が適用	（注）元請業者の指示又は示唆により下請人が請け負った建設工事の廃棄物の処理を他人に委託した場合は、元請業者による下請人への委託とみなされ、元請業者は委託基準違反、下請人は無許可営業となる	遵守			
			汚で、廃油、廃プラ、建設木くず、建設紙くず、建設機残くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）		委託基準 1. 委託先の許可確認	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認 ・施設能力等の公開情報の確認（処分状況の確認）	遵守			
					委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書の5年間保存	・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等）	遵守			
			マニフェストの交付 1. 交付義務		・適合マニフェストを使用	遵守				
			マニフェストの交付 ・回収・照合（発行後82.D票90日E票180日以内） ・A.B2.D.E票保管（5年間） ・未回収戻り票の報告 ・「交付状況報告」（前年度実績、毎年6月30日までに）		・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理、A票の照合額チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認済み） ・措置内容等報告書（知事への報告）	遵守				
			・「処理困難通知」の受理		・通知受理日より30日以内に規則様式第4号による措置内容等報告書（知事への報告）	遵守				
廃棄物処理法	廃棄物の処理	廃棄物	現場保管	○	野外焼却の禁止		遵守			
リサイクル法	解体工事、土工事、外構工事、型枠工事、木工事	指定副産物	97%法：土砂、コンクリートの塊、727%法：コンクリートの塊、木材 国土交通省関係：建設発生土、コンクリート塊、727%法：コンクリート塊、建設発生木材	○	・発生抑制（施工方法、資材選択） ・再利用、再生利用、再資源化努力	1. 再資源利用計画書・実施書の作成（様式1） 2. 再資源利用促進計画書・実施書の作成（様式2）	遵守			
					知事・市長へ届出（届出期間、様式は条例等規定）		遵守			
再生資源利用省令	解体工事、土工事、外構工事	指定副産物：建設発生土、コンクリート塊、727%法：コンクリート塊の利用	【再生資源利用計画の作成】 ・体積が1,000㎡以上である土砂 ・重量が500t以上である砕石 ・重量が200t以上である加熱727%法混合物	○	指定建設資材と再生資源の利用量の把握による計画の作成と実施記録の保存（1年間）	1. 再資源利用計画書・実施書の作成（様式1） 2. 再資源利用促進計画書・実施書の作成（様式2）	遵守			
建設リサイクル法	新築工事及び解体改修工事	・解体工事・80㎡以上 ・新築・増築工事・500㎡以上 ・修繕・模様替工事・1億円以上 ・その他の工作物に関する工事（土工事等）・500万円以上	【特定建設資材】 ・コンクリート（プレキャストコンクリート版を含む）、木材、727%法コンクリート	○	・発注者への書面による計画等説明 ・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書（条例規定）	遵守			
					・建設業法等改正による「解体工事業」許可（平成28年6月施行）	500万円以上の解体工事	○	解体工事業許可の取得		遵守
					・解体工事事業登録	土工事業、建築工事業、とび・土工事業の建設業許可を受けていない者 500万円未満の解体工事	○	・工事を行う都道府県ごとに登録 ・技術管理者の選任		遵守
＜同意するその他の要求事項＞										
排出ガス対策型建設機械普及促進規程	国土交通省直轄工事	協力会社の持ち込み建設機械など	トンネル工用、一般工用（バックホウ、トラクタショベル、発動機電機等）	○	排出ガス対策型であることの確認		遵守			
水 質 汚 濁（排水）										
下水道法	公共下水道への排水	公共下水道への排水	一日50㎡以上の汚水を公共下水道に排水する場合	○	・公共下水道管理者にあらかじめ届け出 ・排水基準（有害物質は排水基準を定める総則所令）、生活環境項目については、条例による。 ・設置の届出 ・使用廃止後30日以内の届出	・届出書は条例等規定 ・沈砂槽等設備の設置及び監視（泥水の排水抑制）	遵守			
浄化槽法	現場宿舍	浄化槽（合併処理浄化槽）		○		・届出書（条例等規定）	遵守			
そ の 他 関 連 法 令										
消防法（危政令）	【法9条】 火気の使用	火気の使用に関する規制	電気・ガスによる溶接、溶断作業、アスファルト等の溶接作業	○	市町村条例（火災予防条例）で定める。		遵守			
	【法9条の4】 指定可燃物の取扱	指定可燃物の貯蔵・取扱の基準	木材加工品及び木くず：10㎡以上等	○	市町村条例（火災予防条例）で定める。 （準則）指定数量の5倍以上の場合、あらかじめ消防長（消防署長）に届け出	指定可燃物の貯蔵・取扱時の管理	遵守			
道路交通法、道路法	道路環境保全	過積載における違反者への勧告、命令等	荷主への再防止命令、警察へ告発	○	積載基準の遵守	※国交省は平成27年2月より悪質違反者の即時告発施行	遵守			
環 境 基 本 条 例										
香川県環境基本条例	工事全般、解体工事	公害防止その他、環境への負荷の低減	事業者の責務（第5条）	○	・自然環境の適正保全するための必要な措置 ・県が実施する環境保全に関する施策への協力		遵守			
まんのう町環境基本条例	工事全般、解体工事	公害防止その他、環境への負荷の低減	事業者の責務（第5条）	○	・自然環境の適正保全するための必要な措置 ・町が実施する環境保全に関する施策への協力		遵守			
フ ロ ン 排 出 抑 制 法										
フロン排出抑制法	オゾン層保護	フロンガスの漏洩防止措置	建設・鉱山機械に用いられるエアコン	○	・機器の適切な場所への設置 ・機器点検の実施 ・フロン類暫定漏洩量の報告 ・フロン類の充填及び回収の徹底	・機器点検の点検等履歴の保存	遵守			
大 気 汚 染 防 止 法										
大気汚染防止法	アスベストの有無	石綿の有無事前調査結果の報告	すべての建設物（建設設備を含む） 特定工作物	○	解体部分の床面積合計80㎡以上 回収 請負金税込み100万円以上 特定工作物 請負金税込み100万円以上	左記以外でも事前調査の実施・調査結果の保存必要	遵守			
道 路 交 通 法 施 行 規 則										
道路交通法	交通事故の防止	飲酒運転撲滅	社用車の運転者	○	R4.4.1 運転前後の運転者の状況を目視等で確認 R4.10.1 アルコール検知器（常時有効に保持）での確認	記録を1年間保存	遵守			
大 気 汚 染 防 止 法										
大気汚染防止法	アスベストの有無	石綿の有無事前調査結果の報告	すべての建設物（建設設備を含む） 特定工作物	○	解体部分の床面積合計80㎡以上 回収 請負金税込み100万円以上 特定工作物 請負金税込み100万円以上	令和5年10月1日より建築物石綿含有建材調査者による事前調査	準備			

※ 環境関連法規制等の遵守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。また関連当局より違反等の指摘は過去3年間ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成日 2023年10月10日

代表取締役 真鍋 誠吾

エコアクション21への取り組みを始めて、早くも3年を経過し（中・長期の経営目標）を新しく設定することとなる次年度は、SDGs関連も積極的に推進したいと思います。エコ活動に対しては、社員全員に徐々に浸透して来たが、まだまだ内容の理解度が、各個人バラバラである。今後も毎月実施の災害防止協議会でのエコアクション21（ガイドライン）読み合わせを引き続き実施します。もう一つは、今後の工事受注において、免許資格が大変重要になってくる為、社員全員が免許・資格取得に積極的に取り組む様指導を徹底し出来る限りの支援を行います。なお今後は、**ある工事**を取る事も大事だが、**自ら作る工事**にも挑戦したいと思います。

環境経営方針	環境経営目標 環境経営計画	実施体制
☐ 見直し ☒ 継続	☒ 見直し ☐ 継続	☐ 見直し ☒ 継続